

自治体による消防団協力事業所に対する支援策

(令和7年4月1日現在)

都道府県 32団体

※重複団体は下線

1. 減税・減免 3団体

- ・法人事業税等の減税・減免

減税限度額 100万円 (長野県)

100万円 (一定の要件の場合200万円) (岐阜県)

減免限度額 100万円 (静岡県)

2. 金融 8団体

- ・県制度融資信用保証料割引 (宮城県、福島県、山梨県、三重県)
- ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇 (長野県、京都府、宮崎県)
- ・中小企業制度融資 (山梨県、島根県)

3. 入札 24団体

- ・入札参加資格の加点 ・ 総合評価落札方式の加点 など
(青森県、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、京都府、島根県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県)

4. その他 19団体

- ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度 (岐阜県)
- ・表彰制度
(宮城県、秋田県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県)

市町村 446団体

※重複33団体

1. 表彰制度 173団体

2. 交付金等 5団体

- ・広報誌広告掲載料の免除
- ・認定事業所に対し交付金
- ・消防団協力事業所報奨金制度

3. 入札 296団体

- ・入札参加資格の加点 ・ 総合評価落札方式の加点 など

4. 物品貸与 4団体

- ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与 ・ 防災ラジオの無償貸与
- ・消火器の無償提供

＜都道府県による支援策の事例＞

1. 減税・減免

【長野県】消防団活動協力事業所応援減税

1. 減税内容（平成19年4月施行、令和7年3月一部改正）

法人事業税・個人事業税 ⇒ 税額の2分の1を減税（減税限度額：100万円）

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、すべての事業所等が表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における消防団員数が、資本金3,000万円以下の法人又は個人事業主は2人以上、資本金3,000万円超1億円以下の法人は3人以上、資本金1億円超の法人は5人以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

3. 適用実績（令和6年度）

法人 65件 減免額 621万8千円・個人事業主 0件

【岐阜県】消防団協力事業所支援減税制度

1. 減税内容（平成28年4月施行）

法人事業税・個人事業税 ⇒ 税額の2分の1を減税（減税限度額：100万円）
（消防団員数が使用人等の10分の1以上である場合は200万円を限度）

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、その全ての事業所等が表示制度の認定を受けていること。
- ② 県内の事業所等の労働者等に消防団員が1名以上いること。
- ③ 消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備していること。
※法人にあっては、資本金若しくは出資金の額が1億円以下又は出資を有しないもの。

3. 適用実績（令和5年度）

法人及び個人の合計 596件 3億4,254万円

【静岡県】消防団活動に協力する事業所等に対する事業税の軽減措置

1. 減免内容（平成24年4月施行、平成28年4月一部改正）

法人事業税（資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人）・個人事業税 ⇒ 税額の2分の1を減免（減免限度額：100万円）

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内の事業所等のすべてが表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における労働者等のうち、消防団員が1名以上（出資金の額が1億円超の特別法人にあっては3名以上）いること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

3. 適用実績（令和5度）

法人 247件 減免額 1億4,921万7千円・個人 35件 減免額 681万8千円 合計 282件 1億5,603万5千円

2. 金融

【宮城県】県制度融資信用保証料割引

1. 制度内容（平成28年4月創設、平成30年4月一部改正）

新技術や新製品、新たな事業展開、事業承継といった「前向きな取組」を図る中小企業者等対象の融資制度

・融資限度額（運転・設備資金）：3,000万円、償還期間：運転・設備資金とも7年以内（据置期間2年以内）

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所

3. 信用保証料割引

通常0.45%～1.59%の信用保証料率を0.2%引き下げるもの

4. 適用実績（令和6年度） 1件

【福島県】「ふくしま産業育成資金」における信用保証料率の優遇

1. 制度内容（平成22年4月創設、消防団協力事業所認定の対象は平成30年4月から）

事業活動及び設備等整備に必要な資金を、県、金融機関及び信用保証協会が連携して低金利で融資する制度

・融資限度額 [設備・運転資金]5,000万円

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所

3. 信用保証料割引

各信用保証率を、市町村より消防団協力事業所の認定を受けている場合に、0.1%優遇するもの。

【山梨県】成長やまなし応援融資

1. 制度内容（消防団協力事業所認定の対象は令和元年7月から）

事業運営に必要とする資金を、金融機関及び信用保証協会と県が協調して融資する制度。

・融資限度額（設備資金）1億円（運転資金）2,000万円 一企業限度額1億円

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所

3. 信用保証料割引

各信用保証率を県が半額補助するもの。

【長野県】中小企業融資制度（中小企業振興資金）

1. 制度内容（平成28年4月新設）

事業活動に必要とする資金を、金融機関及び信用保証協会と県が協調して融資する制度。

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所。

3. 貸付利率引き下げ

「しあわせ信州創造枠」として中小企業振興資金の各枠の貸付利率を0.2%引下げるもの。

4. 適用実績（令和6年度） 3件

【三重県】県制度融資信用保証料割引

1. 制度内容

中小企業等経営者が防災・減災対策のために行う、建物の耐震補強や機械の転倒防止等に必要な資金を、県、金融機関及び信用保証協会が連携して低金利で融資する制度。

2. 対象者

防災・減災対策支援資金の対象であって、市町村が認定した消防団協力事業所であること

3. 融資利率

通常0.44%の信用保証料率を0.1%引き下げるもの。

【京都府】雇用・環境経営促進金利優遇制度

1. 制度内容(令和7年4月より消防団協力事業所の認定を対象)

雇用の促進及び環境に配慮した経営を実践する中小企業者等を支援するため、京都府・京都市中小企業融資制度の融資利率を優遇する措置を実施し、もって府内中小企業者等の雇用の促進等による産業の活性化、環境配慮行動を普及・拡大する制度。

2. 対象者

消防団協力事業所の認定を受けている京都府内の中小企業者、組合及び特定非営利活動法人

3. 融資利率

京都府・京都市中小企業融資制度における以下の資金の融資利率を0.2%優遇するもの。

- ・一般資金
- ・小規模企業おうえん資金(ステップアップ枠)

【島根県】まち・ひと・しごと創生資金(人材投資・働き方改革等生産性向上枠)

1. 制度内容(平成30年4月新設)

従業員の人材育成や労働環境の整備等による生産性向上に利用される資金を、県、金融機関及び信用保証協会が連携して低金利で融資する制度。

- ・融資限度額:(設備資金)8,000万円、(運転資金)5,000万円

2. 対象者

中小企業者又は組合等であって、市町村が認定した消防団協力事業所であること

3. 融資利率

一般融資利率に対し、消防団協力事業所の認定を受けている場合(当該制度活用)は、低金利で融資を受けられる。なお、毎年変動する固定貸付利率とは別に、信用保証料が必要になる。

【宮崎県】災害関連貸付

1. 制度内容(令和6年4月新設)

事業運営に必要とする資金を、県、金融機関及び信用保証協会が連携して低金利で融資する制度。

- ・融資限度額:(設備資金)5,000万円、(運転資金)3,000万円

2. 対象者

市町村消防団協力事業所の認定を受けている中小企業者及び組合

3. 融資利率

一般融資利率に対し、消防団協力事業所の認定を受けている場合(当該制度活用)は、低金利で融資を受けられる。なお、融資利率は、融資期間により異なる。

3. その他

【岐阜県】消防団員雇用貢献企業報奨金制度

1. 制度内容（平成30年4月創設、令和2年3月一部改正）

過疎地域（※1）の消防団員を新たに確保（※2）した場合に事業者（※3）に対して報奨金を交付する制度。（交付単価）

①増加:10万円/人 ②入替:5万円/人

※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき指定された岐阜県内の過疎地域。

※2 被雇用者等が新たに過疎地域の消防団員となった又は過疎地域の消防団員が新たに被雇用者等となったことをいう。

※3 法人又は個人。なお、法人にあっては、資本金若しくは出資金の額が1億円以下又は出資を有しないもの。

2. 対象となる事業者

① 県内に事業所等を有し、かつ、その全ての事業所等が表示制度の認定を受けていること。

② 申請年度の前年度の4月2日から申請年度の4月1日までの間に過疎地域の消防団員を新たに確保していること。

③ 消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備していること。

④ 事業税の課税業種であること。

3. 適用実績（令和6年度）

交付事業者数:17 交付額:180万円

<市町村による支援策の事例>

1. 表彰・感謝状の贈呈

(1) 制度内容

各市町村の規程に基づき、認定団体に対して表彰を行う。

(2) 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所

(3) 取組団体 173団体(以下団体一覧)

北海道	網走市、美瑛市、富良野市、森町、八雲町、長万部町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、増毛町、大空町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、清水町、中札内村、浦幌町		
青森県	つがる町、深浦町、鶴田町、おいらせ町、佐井村、三戸町	静岡県	静岡市、伊豆市
岩手県	花巻市、北上市、陸前高田市、滝沢市、岩手町、矢巾町	愛知県	名古屋市、蒲郡市、愛西市、北名古屋市
宮城県	登米市、村田町、大郷町	三重県	松阪市、鈴鹿市、木曽岬町
秋田県	湯沢市、北秋田市、小坂町、井川町	京都府	向日市、大山崎町
山形県	東根市、南陽市、中山町	兵庫県	小野市、猪名川町、稲美町
福島県	福島市	奈良県	桜井市
茨城県	日立市、常総市、笠間市、牛久市、常陸大宮市、神栖市、つくばみらい市、阿見町	鳥取県	米子市、江府町
栃木県	壬生町	島根県	大田市
群馬県	伊勢崎市、館林市、富岡市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町	岡山県	総社市、新見市、美作市、奈義町
埼玉県	さいたま市、川越市、草加市、幸手市、川島町、神川町、杉戸町	広島県	呉市、海田町、北広島町、大崎上島町
千葉県	館山市、柏市、市原市、八千代市、大多喜町、鋸南町	山口県	防府市
東京都	三鷹市	徳島県	つるぎ町
神奈川県	平塚市、座間市、葉山町、湯河原町	愛媛県	東温市
新潟県	三条市、糸魚川市	高知県	安芸市、香美市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、日高村
富山県	魚津市、射水市、入善町	福岡県	大川市、篠栗町、須恵町、大刀洗町、香春町
石川県	白山市、内灘町	佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市、小城市、嬉野市、玄海町、有田町
福井県	小浜市、鯖江市、あわら市、坂井市、若狭町(旧上中町)、おおい町	長崎県	佐々町、新上五島町
山梨県	都留市、甲斐市、上野原市	熊本県	五木村、球磨村、苓北町
長野県	松本市、泰阜村、豊丘村、大桑村、飯綱町	宮崎県	川南町
岐阜県	岐阜市、神戸町、輪之内町、安八町、御嵩町	鹿児島県	鹿児島市、垂水市、霧島市、さつま町、南種子町

2. 交付金等

【岩手県・大槌町】

1. 制度内容（平成27年11月創設）
認定事業所に対し5万円の交付金

2. 対象となる法人・個人事業主

いずれかに該当する場合

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) 従業員による機能別消防団等を設置している事業所等
- (5) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

【秋田県・能代市】

1. 制度内容（平成21年4月創設）
雇用される能代市消防団員1人につき1万円を支給（上限10万円）

2. 対象となる法人・個人事業主

以下項目を満たしている企業

- (1) 能代市消防団協力事業所表示制度による認定を受けた事業所等があること
- (2) 消防団員である労働者を3人以上雇用していること
- (3) 市税等を完納していること
- (4) 特別徴収義務者としての義務を果たしていること（該当者のみ）

【山形県・真室川町】

1. 制度内容（令和4年4月創設）

協力事業所で雇用している団員が就業時間中に出勤した場合、1人につき1時間あたり1,000円を事業所に交付

2. 対象となる法人・個人事業主

以下項目を満たしている企業

- (1) 従業員が2名以上で、かつ1名以上が町消防団員として所属していること。
- (2) 団員が災害出勤等の消防団活動を行うことに対し、勤務条件その他の処遇面での扱いが不利とならないように配慮していること。
- (3) 災害時に資機材の提供等をしており消防団に協力すること。
- (4) その他、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与し、町長が特に優良と認めるもの。

【神奈川県・大井町】

1. 制度内容（令和5年4月創設）

防災資機材・備蓄品等を整備する際に補助、団員である従業員の勤続年数に応じた金額を事業所支給

2. 対象となる法人・個人事業主

- (1) 従業員が消防団員として2名以上入団しており、従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等
- (3) 消防関係法令に違反していないこと
- (4) 事業所等に、納期限の到来した町税等の未納がないこと

【新潟県・糸魚川市】

1. 制度内容（平成25年4月創設）

市広報紙への広告掲載料が2回（8,000円/1回）無料

2. 対象となる法人・個人事業主

以下項目を満たしている企業

- (1) 従業員が消防団員として、入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長等が特に優良と認める事業所等
- (4) 消防関係法令上の違反がない事業所

【山梨県・南アルプス市】

1. 制度内容（令和7年4月創設）

当該年度の4月1日現在において雇用される南アルプス市消防団員1人につき1万円を支給（上限10万円）

2. 対象となる法人・個人事業主

- (1) 南アルプス市消防団協力事業所表示制度による認定を受けた事業所等であること
- (2) 南アルプス市消防団員である労働者を1人以上雇用していること
- (3) 市税等を滞納していないこと

【長野県・松本市】

1. 制度内容（令和6年4月創設）

市ホームページのバナー広告を2ヶ月間無料で掲載

2. 対象となる法人・個人事業主

松本市消防団の団員である正社員が1名以上いる、かつ以下のいずれかに該当する場合

- (1) 正社員である消防団員が、従業員の3%または3名以上いる。
- (2) 災害時に資機材を無償で消防団へ提供する。
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3. 物品貸与

【秋田県・鹿角市】

1. 制度内容（平成26年11月創設）

防災ラジオの無償貸与

2. 対象となる法人・個人事業主

いずれかに該当する場合

- (1) 従業員等が消防団員として、3人以上入団していること。
- (2) 従業員等の消防団活動について特段の配慮をしていること。
- (3) 災害時等に資機材等を消防団に提供するなどの協力をしていること。
- (4) 消防に係る特定の活動をし、若しくは役割を担い、又は大規模災害時に対応出来る組織を設置していること。
- (5) 消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に特に寄与していること。

【山形県・金山町】

1. 制度内容（平成31年4月創設）

消火器の無償配布（全事業所対象）

2. 対象となる法人・個人事業主

いずれかに該当する場合

- (1) 従業員が消防団員として、入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長等が特に優良と認める事業所等
- (4) 消防関係法令上の違反がない事業所

【山梨県・身延町】

1. 制度内容（平成28年10月創設）

防災行政無線戸別受信機の無償貸付

2. 対象となる法人・個人事業主

いずれかに該当する場合

- (1) 従業員が身延町消防団員として、1名以上入団しており、かつ、当該従業員の消防団活動に積極的に配慮している。
- (2) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている。
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

【愛知県・豊田市】

1. 制度内容（平成20年4月度創設）

粉末消火器（10型）1本を無償貸与（設置台含む。）

2. 対象となる法人・個人事業主

いずれかに該当する場合

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団していること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時等に事業所の資機材及び自衛消防隊を消防団に提供するなど協力をしていること。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所であること。